

自衛隊施設の強靱化に向けて

第6回意見交換会

令和5年10月4日
防衛省 整備計画局

1. 今後の工事の進め方について
 - (1) コストに配慮したE C I方式の手続きについて
 - (2) 設計付工事の手続きについて

2. 改修工事について

3. 官民協力による新たな品質確保体制について

4. 最適化事業に係る地元企業の活用等について
 - (1) 共同企業体（J V）の構成員数制限の緩和について
 - (2) 地元企業の活用について
 - (3) 技術者の要件緩和について

1. 今後の工事の進め方について

(1) コストに配慮したE C I方式の手続きについて

(2) 設計付工事の手続きについて

2. 改修工事について

3. 官民協力による新たな品質確保体制について

4. 最適化事業に係る地元企業の活用等について

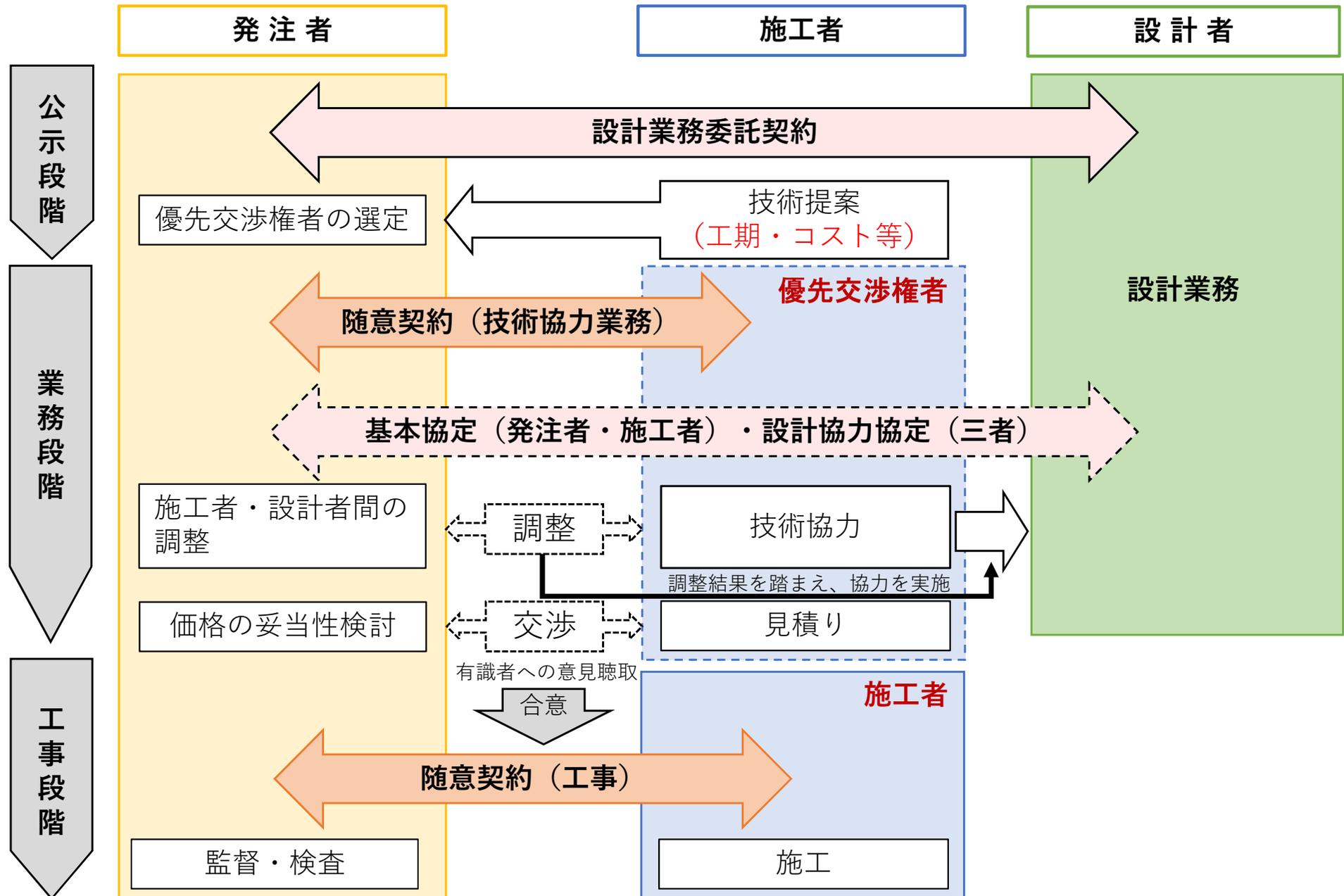
(1) 共同企業体（J V）の構成員数制限の緩和について

(2) 地元企業の活用について

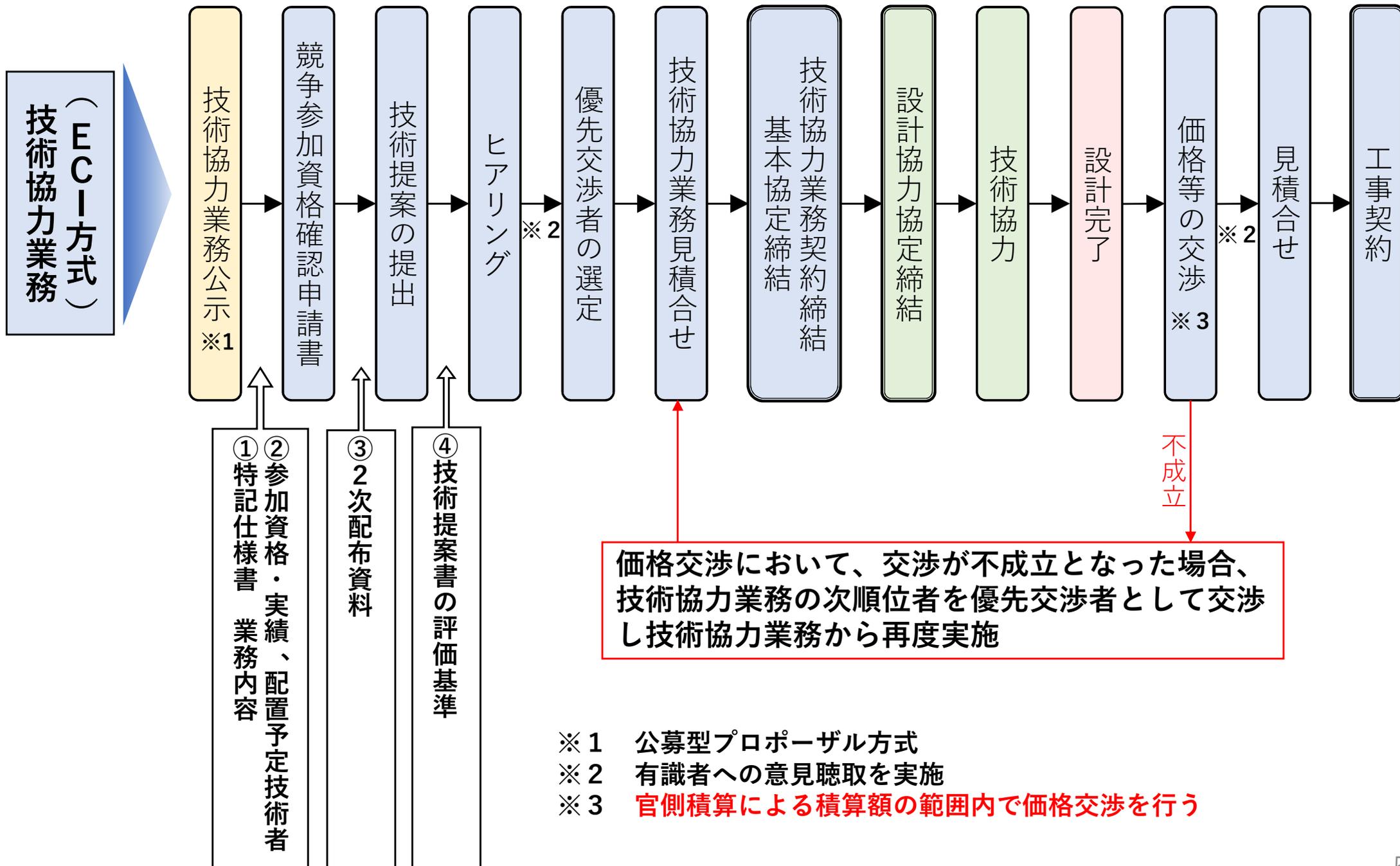
(3) 技術者の要件緩和について

1. 今後の工事の進め方について

(1) コストに配慮したE C I方式の手続きについて（契約形態）



(1) コストに配慮したE C I方式の手続きについて (契約形態)



(1) コストに配慮したE C I方式の手続きについて

① 特記仕様書 業務内容（標準案）

(1) 計画準備

業務に先立ち、業務の目的及び内容を把握し、業務の手順及び遂行に必要な計画を立案するものとする。

(2) 実施設計の確認

受注者は、業務実施者が行う実施設計業務の内容に対して技術提案が適切に反映されていることを確認する。

また、技術提案以外の部分を含めて施工性の観点から設計の内容の確認を行う。

実施設計の内容について疑義がある場合は、監督官に報告し指示を受けるものとする。

(3) 施工計画の作成

受注者は、業務実施者が行う実施設計業務の内容に応じた工事工程表、施工順序、施工方法、資材・部材の搬入計画等、工事の実施に当たって地元建設業協会等から地域の情勢に係る知見について協力を得た上で施工計画を作成するものとする。

(4) 技術情報等の提出

受注者は、発注者から実施することが認められなかった技術提案を除き、技術提案の適用判断及び実施設計業務への反映の際に必要な、技術提案に関する機能・性能、適用条件等の技術情報、見積り、見積根拠等を提出するものとする。

(5) 全体工事費の算出

受注者は、業務実施者が行う実施設計業務の内容に応じた全体工事費を算出する。

なお、全体工事費の算出方法については、実施設計業務の進捗に応じて監督官と協議を行うとともに、監督官の指示に基づき、必要となる工事費算出の根拠となる資料を提出するものとする。

(6) 関係機関等との協議資料作成支援

受注者は、発注者が行う地元及び関係行政機関との協議、学識経験者への意見聴取の資料について、施工の観点からの助言や、技術情報の提供により支援を行う。

(7) 技術提案

受注者は、優先交渉権者選定時に提出した技術提案の内容に関わらず、**コスト縮減**や工期短縮、施工時の制約条件への対応、周辺環境への負荷の低減等に有効な技術提案を必要に応じて行う。

(8) 設計調整協議

受注者は、業務実施者と実施設計に関する調整協議を行う。協議回数は●回（業務着手時、中間打合せ●回、成果品納入時）とし、監督官が指示する場合は管理技術者が出席するものとする。

○対象施設一覧（サンプル）

工事項目	構造	規模
庁舎 1（新設）	RC-3	約5,000㎡
庁舎 2（新設）	RC-3	約4,000㎡
庁舎 3（新設）	RC-2	約2,000㎡
庁舎 4（新設）	RC-1	約600㎡
庁舎 5（改修）	RC-4	約6,000㎡
庁舎 6（改修）	RC-3	約3,000㎡
隊舎 1（新設）	RC-6	約7,000㎡
隊舎 2（新設）	RC-2	約1,500㎡
隊舎 3（改修）	RC-4	約5,000㎡
倉庫 1（新設）	S-1(一部RC-1)	約1,500㎡
倉庫 2（改修）	S-1(一部RC-1)	約2,000㎡
食堂（新設）	S-1	約800㎡
浴場（新設）	RC-1	約600㎡
厚生施設（改修）	RC-2	約1,200㎡
車両整備場（新設）	S-1(一部RC-1)	約900㎡
ポンプ室（改修）	RC-1	約100㎡
自転車置き場（新設） （計10棟）	S-1	約600㎡

(1) コストに配慮したECI方式の手続きについて

② 参加資格・実績、配置予定技術者（例）

参加企業

- ・ 企業の資格： 共同企業体の代表者は、防衛省競争参加資格の「建築一式工事〇〇点以上」であるとともに、測量・建設コンサルタント等業務の「建築業務」に係る●の格付けを受けていること。
共同企業体の代表者以外の構成員①は、「建築一式工事〇〇点以上」、「土木一式工事〇〇点以上」、「電気工事〇〇点以上」、「管工事〇〇点以上」又は「電気通信工事〇〇点以上」のいずれかであること。また、構成員②は、地元企業（工事場所と同じ県内に本店の登記がある企業）であって、「建築一式工事〇〇点以上」、「土木一式工事〇〇点以上」、「電気工事〇〇点以上」、「管工事〇〇点以上」又は「電気通信工事〇〇点以上」のいずれかであること。
- ・ 企業の実績： 国、特殊法人等又は地方公共団体が発注した同種工事の実績

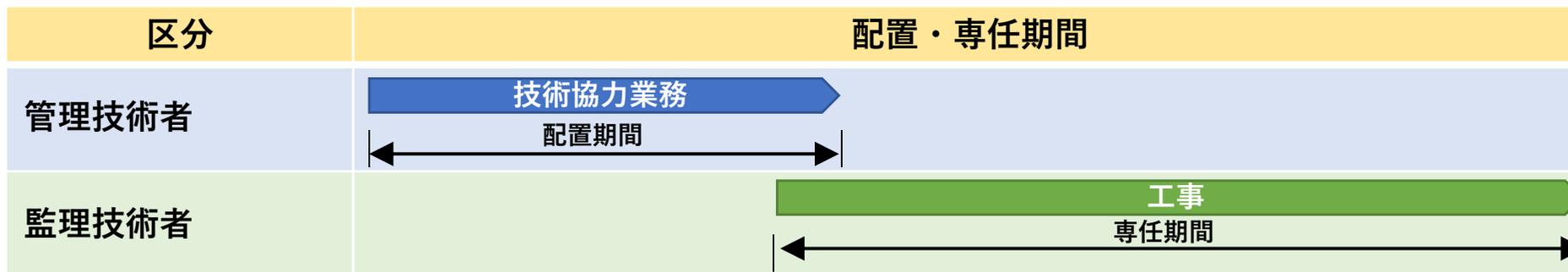
技術協力業務の管理技術者

- ・ 資格：【例】一級建築士
- ・ 配置期間： 技術協力業務の履行期間

工事の監理技術者

- ・ 資格：【例】一級建築施工管理技士又は同等以上の資格を有する者
- ・ 経 験： 同種工事の経験（民間の経験も可）
- ・ 専任期間： 工事工期（個別に専任期間を明示している場合は除く）

管理技術者と監理技術者との兼任可

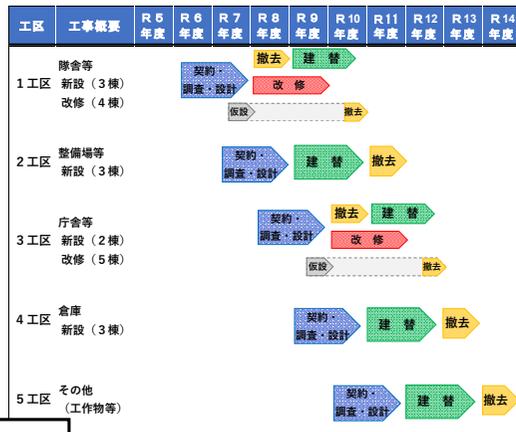


(1) コストに配慮したE C I方式の手続きについて

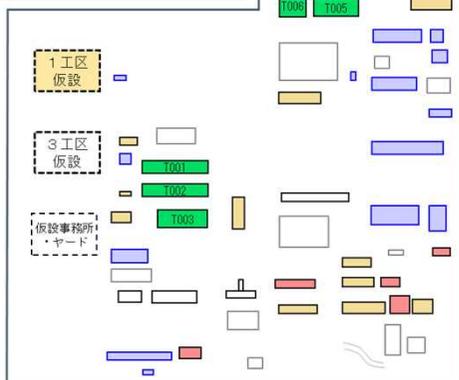
③ 2次配布資料 (イメージ)

- ・ 業務概要
- ・ 対象施設
- ・ 業務対象外施設
- ・ 施工に係る参考額※ 等

全体工事工程

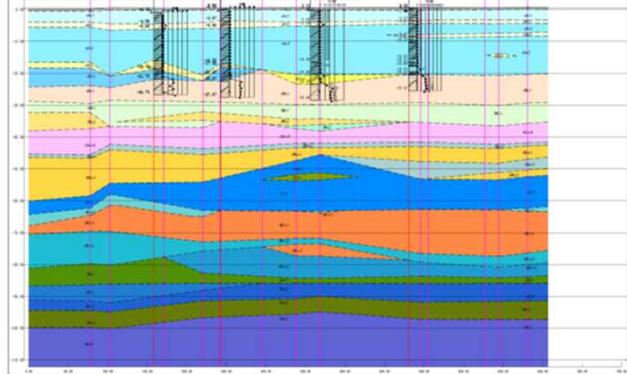


施設計画平面図



施設番号	施設名称	施設番号	施設名称
1	庁舎	31	庁舎
2	倉庫	32	事務所
3	配電所	33	倉庫
4	事務所	34	倉庫
5	倉庫	35	庁舎
6	木工場	36	庁舎
7	作業所	37	整備工場
8	敷地	38	倉庫
9	庁舎	39	庁舎
10	整備工場	40	倉庫
11	整備工場	41	倉庫
12	整備工場	42	給水所
13	倉庫	43	倉庫
14	整備工場	44	倉庫
15	倉庫	45	倉庫
16	庁舎	46	庁舎
17	庁舎	47	庁舎
18	庁舎	48	教育施設
19	敷地	49	庁舎
20	庁舎	50	仮設下
21	事務所	T001	庁舎
22	仮設下	T002	庁舎
23	倉庫	T003	倉庫センター
24	敷地	T004	整備場
25	庁舎	T005	整備場
26	敷地	T006	高層ビル
27	庁舎		
28	整備工場		
29	倉庫センター		
30	体育館		

ボーリング柱状図



その他、技術提案に必要な参考資料等

※最適化事業では、各建物の計画額を参考に示すと共に、当該計画額を上限として計画することを原則とする。

(1) コストに配慮した E C I 方式の手続きについて

④ 技術提案書の評価基準、評価点及び特定テーマの参考事例

評価項目		評価基準		配点
技術協力業務に関する提案	技術協力業務の実施に関する提案	理解度	業務目的、現地条件、与条件の内容理解度について、以下である場合に優位に評価する。 ・業務目的、現地条件、与条件に対して、適切かつ論理的に整理されており、本業務を遂行するに当たって理解度が高い場合	10点 ※評価は6段階とする
		実施手順及び実施体制	業務実施手順を示す実施フロー及び実施体制について、以下である場合に優位に評価する。 ・実施手順の妥当性及び手順上の具体的な工夫がある場合 ・業務工程で与条件に対して、主要ポイントの抽出に対する着眼点が適切である場合 ・本業務の内容、規模に対して十分（具体的）な実施体制が確保されている場合	10点 ※評価は6段階とする
技術提案	〇〇〇における、施工期間の短縮を意識した施工上の課題と対応策に関する提案	的確性	〇〇〇における、施工期間の短縮を意識した施工上の課題と対応策について、以下である場合に優位に評価する。 ・現場条件等を踏まえ提案された工法や施工手順等について、施工上の課題が適切かつ論理的に整理されており、その対応策として有効な提案がある場合	30点 ※評価は6段階とする ※提案は5提案までとする
		実現性	提案内容の実現性について、以下である場合に優位に評価する。 ・提案された内容について、実施事例や類似事例（事例は国内外を問わない。）の記述があり、提案に十分（具体的）な裏付けがある等の場合 ・提案された内容について、施工期間の短縮を意識した内容となっており、資機材、作業船の調達等に十分（具体的）な裏付けがある等の場合	15点 ※評価は6段階とする
	〇〇〇における、 コスト縮減 を意識した「施工上」及び「維持管理上」の課題と対応策に関する提案	的確性	〇〇〇における、 コスト縮減 を意識した施工上の課題と対応策について、以下である場合に優位に評価する。 ・現場条件等や当該施設の特異性（代替施設が施設内にない、施設の長期的利用等）を踏まえ提案された設計、工法又は施工手順等について、施工上及び維持管理上の課題が適切かつ論理的に整理されており、その対応策として有効な提案がある場合	30点 ※評価は6段階とする ※提案は5提案までとする
		実現性	提案内容の実現性について、以下である場合に優位に評価する。 ・提案された内容について、実施事例や類似事例（事例は国内外を問わない。）の記述があり、提案に十分（具体的）な裏付けがある等の場合 ・提案された内容について、 コスト縮減 を意識した内容となっており、資機材の調達等に十分（具体的）な裏付けがある等の場合 ・提案された内容について、 コスト縮減 を意識した内容となっており、当該施設の特異性（代替施設が施設内にない、施設の長期的利用等）を踏まえた維持管理に関する内容となっており、提案に十分（具体的）な裏付けがある等の場合	15点 ※評価は6段階とする
不測の事態の想定、対応力に関する提案	〇〇作業時における安全確保の課題と対応策に関する提案	的確性	〇〇作業時における安全確保の課題と対応策について、以下である場合に優位に評価する。 ・着眼点、施工上の課題が適切かつ論理的に整理されており、その対応策として、安全確保のための有効な提案がある場合	20点 ※評価は6段階とする ※提案は5提案までとする
		実現性	提案内容の実現性について、以下である場合に優位に評価する。 ・提案された内容について、実施事例や類似事例（事例は国内外を問わない。）の記述があり、提案に十分（具体的）な裏付けがある等の場合	10点 ※評価は6段階とする
合計				140点

1. 今後の工事の進め方について

(1) コストに配慮したE C I方式の手続きについて

(2) 設計付工事の手続きについて

2. 改修工事について

3. 官民協力による新たな品質確保体制について

4. 最適化事業に係る地元企業の活用等について

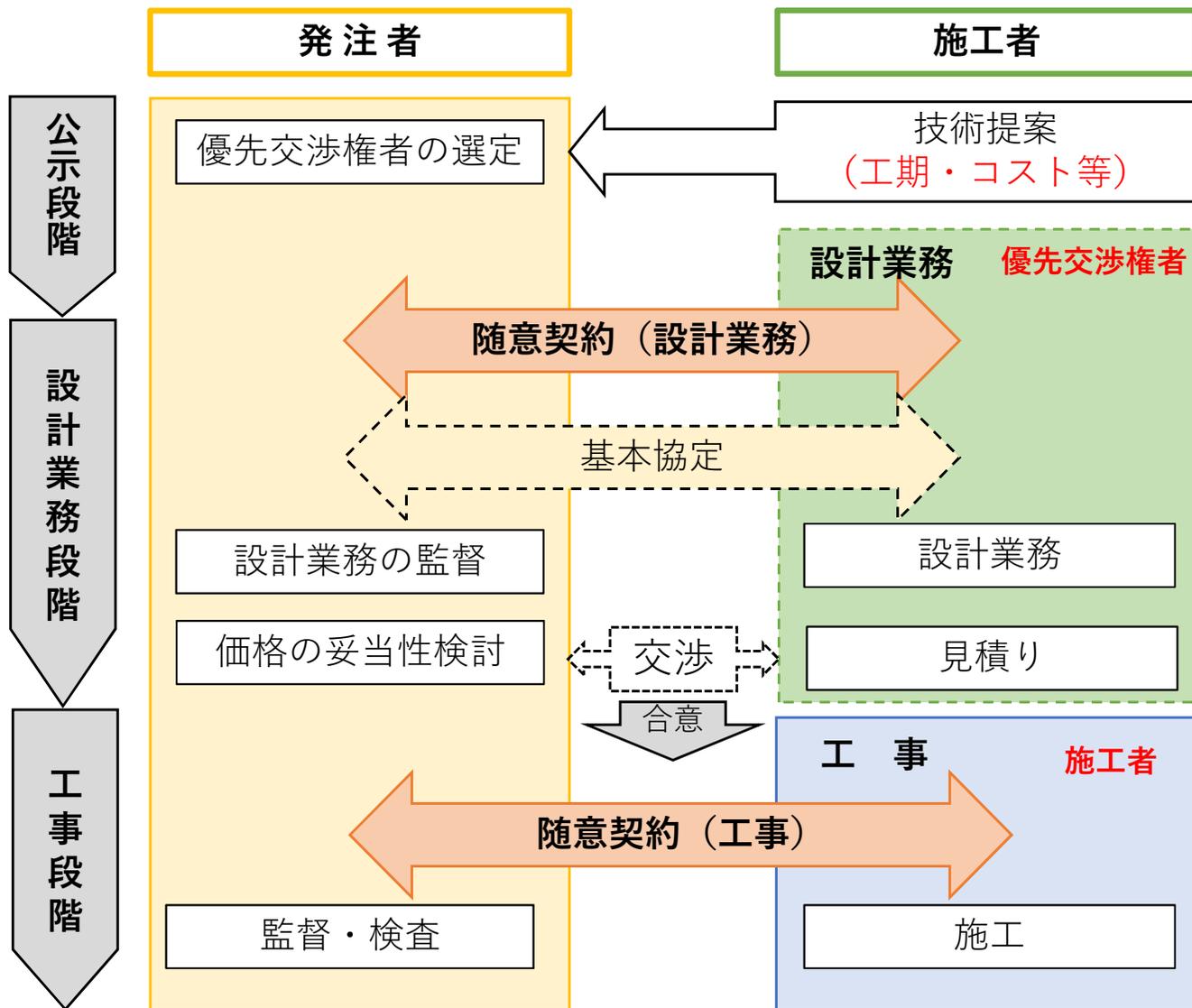
(1) 共同企業体（J V）の構成員数制限の緩和について

(2) 地元企業の活用について

(3) 技術者の要件緩和について

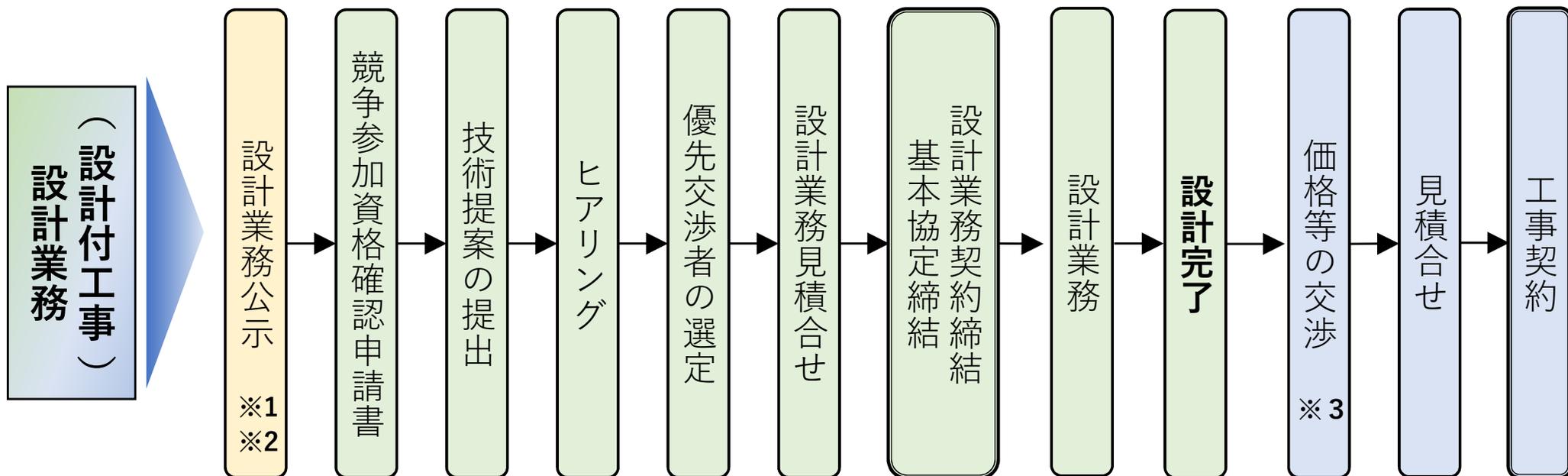
(2) 設計付工事の手続きについて

① 設計付工事の契約形態



(2) 設計付工事の手続きについて

②設計付工事の手続きフロー



- ※1 公募型プロポーザル方式
- ※2 公示時の説明書において、各建物の計画額を参考に示すと共に、当該計画額を**上限**として計画（設計）することを原則とする。
- ※3 設計業務参加者から徴取した見積を参考に、競争性、価格の妥当性を担保した価格交渉

価格交渉において、交渉が不成立となった場合、設計業務の次順位者を優先交渉者として価格交渉

(2) 設計付工事の手続きについて

③参加資格・実績、配置予定技術者（例）

参加企業

- ・ 企業の資格：共同企業体の代表者は、防衛省競争参加資格の「建築一式工事〇〇点以上」であること。共同企業体の代表者以外の構成員①は、「建築一式工事〇〇点以上」、「土木一式工事〇〇点以上」、「電気工事〇〇点以上」、「管工事〇〇点以上」又は「電気通信工事〇〇点以上」のいずれかであること。また、構成員②は、地元企業（工事場所と同じ県内に本店の登記がある企業）であって、「建築一式工事〇〇点以上」、「土木一式工事〇〇点以上」、「電気工事〇〇点以上」、「管工事〇〇点以上」又は「電気通信工事〇〇点以上」のいずれかであること。
共同企業体の構成員のいずれかが測量・建設コンサルタント等業務の「建築業務」に係る●の格付けを受けていること。共同企業体の構成員のいずれも測量・建設コンサルタント等業務の「建築業務」に係る●の格付けを有していない場合には、この格付けを有した者を構成員に加えること。
- ・ 企業の実績：国、特殊法人等又は地方公共団体が発注した同種工事及び同種業務の実績

設計業務の管理技術者

- ・ 資格：【例】一級建築士
- ・ 配置期間：設計業務の履行期間

工事の監理技術者

- ・ 資格：【例】一級建築施工管理技士又は同等以上の資格を有する者
- ・ 経 験：同種工事の経験（民間の経験も可）
- ・ 専任期間：工事工期（個別に専任期間を明示している場合は除く）

管理技術者と監理技術者との兼任可



(2) 設計付工事の手続きについて

④技術提案書の評価基準、評価点及び特定テーマの参考事例

評価項目		評価基準		配点
設計業務に関する提案	設計業務の実施に関する提案	理解度	業務目的、現地条件、与条件の内容理解度について、以下である場合に優位に評価する。 ・業務目的、現地条件、与条件に対して、適切かつ論理的に整理されており、本業務を遂行するに当たって理解度が高い場合	10点 ※評価は6段階とする
		実施手順及び実施体制	業務実施手順を示す実施フロー及び実施体制について、以下である場合に優位に評価する。 ・実施手順の妥当性及び手順上の具体的な工夫がある場合 ・業務工程で与条件に対して、主要ポイントの抽出に対する着眼点が適切である場合 ・本業務の内容、規模に対して十分（具体的）な実施体制が確保されている場合	10点 ※評価は6段階とする
技術提案	主たる事業課題に関する提案	的確性	〇〇〇における、施工期間の短縮を意識した施工上の課題と対応策について、以下である場合に優位に評価する。 ・現場条件等を踏まえ提案された工法や施工手順等について、施工上の課題が適切かつ論理的に整理されており、その対応策として有効な提案がある場合	30点 ※評価は6段階とする ※提案は5提案までとする
		実現性	提案内容の実現性について、以下である場合に優位に評価する。 ・提案された内容について、実施事例や類似事例（事例は国内外を問わない。）の記述があり、提案に十分（具体的）な裏付けがある等の場合 ・提案された内容について、施工期間の短縮を意識した内容となっており、資機材、作業船の調達等に十分（具体的）な裏付けがある等の場合	15点 ※評価は6段階とする
	的確性	〇〇〇における、 コスト削減 を意識した施工上の課題と対応策について、以下である場合に優位に評価する。 ・現場条件等や当該施設の特異性（代替施設が施設内にない、施設の長期的利用等）を踏まえ提案された設計、工法又は施工手順等について、施工上の課題が適切かつ論理的に整理されており、その対応策として有効な提案がある場合	30点 ※評価は6段階とする ※提案は5提案までとする	
	実現性	提案内容の実現性について、以下である場合に優位に評価する。 ・提案された内容について、実施事例や類似事例（事例は国内外を問わない。）の記述があり、提案に十分（具体的）な裏付けがある等の場合 ・提案された内容について、 コスト削減 を意識した内容となっており、資機材の調達等に十分（具体的）な裏付けがある等の場合 ・提案された内容について、 コスト削減 を意識した内容となっており、当該施設の特異性（代替施設が施設内にない、施設の長期的利用等）を踏まえた維持管理に関する内容となっており、提案に十分（具体的）な裏付けがある等の場合	15点 ※評価は6段階とする	
不測の事態の想定、対応力に関する提案	〇〇作業時における安全確保の課題と対応策に関する提案	的確性	〇〇作業時における安全確保の課題と対応策について、以下である場合に優位に評価する。 ・着眼点、施工上の課題が適切かつ論理的に整理されており、その対応策として、安全確保のための有効な提案がある場合	20点 ※評価は6段階とする ※提案は5提案までとする
		実現性	提案内容の実現性について、以下である場合に優位に評価する。 ・提案された内容について、実施事例や類似事例（事例は国内外を問わない。）の記述があり、提案に十分（具体的）な裏付けがある等の場合	10点 ※評価は6段階とする
合計				140点

1. 今後の工事の進め方について

- (1) コストに配慮したE C I方式の手続きについて
- (2) 設計付工事の手続きについて

2. 改修工事について

3. 官民協力による新たな品質確保体制について

4. 最適化事業に係る地元企業の活用等について

- (1) 共同企業体（J V）の構成員数制限の緩和について
- (2) 地元企業の活用について
- (3) 技術者の要件緩和について

2. 改修工事について

○ 各規模の施設の一例

区分	規模a	規模b	規模c	規模d	規模e
延べ床面積	5,000㎡以上	3,000㎡以上 5,000㎡未満	1,000㎡以上 3,000㎡未満	200㎡以上 1,000㎡未満	200㎡未満
改修対象棟数 (目安)	191棟	279棟	630棟	825棟	3,177棟
施設の 一例	<p>駐屯地・基地等の本部庁舎(RC-4 / 約7,000㎡)、隊舎(RC-4 / 約5,000㎡)、屋内射撃場(RC-1 / 約11,000㎡)など</p>  <p>本部庁舎 (RC-4 / 約7,000㎡)</p>	<p>分屯地・分屯基地等の本部庁舎(RC-3 / 約3,000㎡)、隊舎(RC-3 / 約4,000㎡)、航空機格納庫(S-1 / 約4,000㎡)など</p>  <p>格納庫 (S-1 / 約4,000㎡)</p>	<p>一般庁舎(RC-2 / 約2,000㎡)、体育館(S-2 / 約1,500㎡)、飛行指揮所(RC-4 / 約1,500㎡)など</p>  <p>飛行指揮所 (RC-4 / 約1,500㎡)</p>	<p>事務所(RC-1 / 約500㎡)、一般倉庫(S-1 / 約300㎡)、車両整備工場(S-1 / 約800㎡)など</p>  <p>車両整備場 (S-1 / 約800㎡)</p>	<p>警衛所(RC-1 / 約100㎡)、油脂庫(RC-1 / 約30㎡)、ポンプ室(RC-1 / 約10㎡)、自転車置場(S-1 / 約20㎡)など</p>  <p>油脂庫 (RC-1 / 約30㎡)</p>

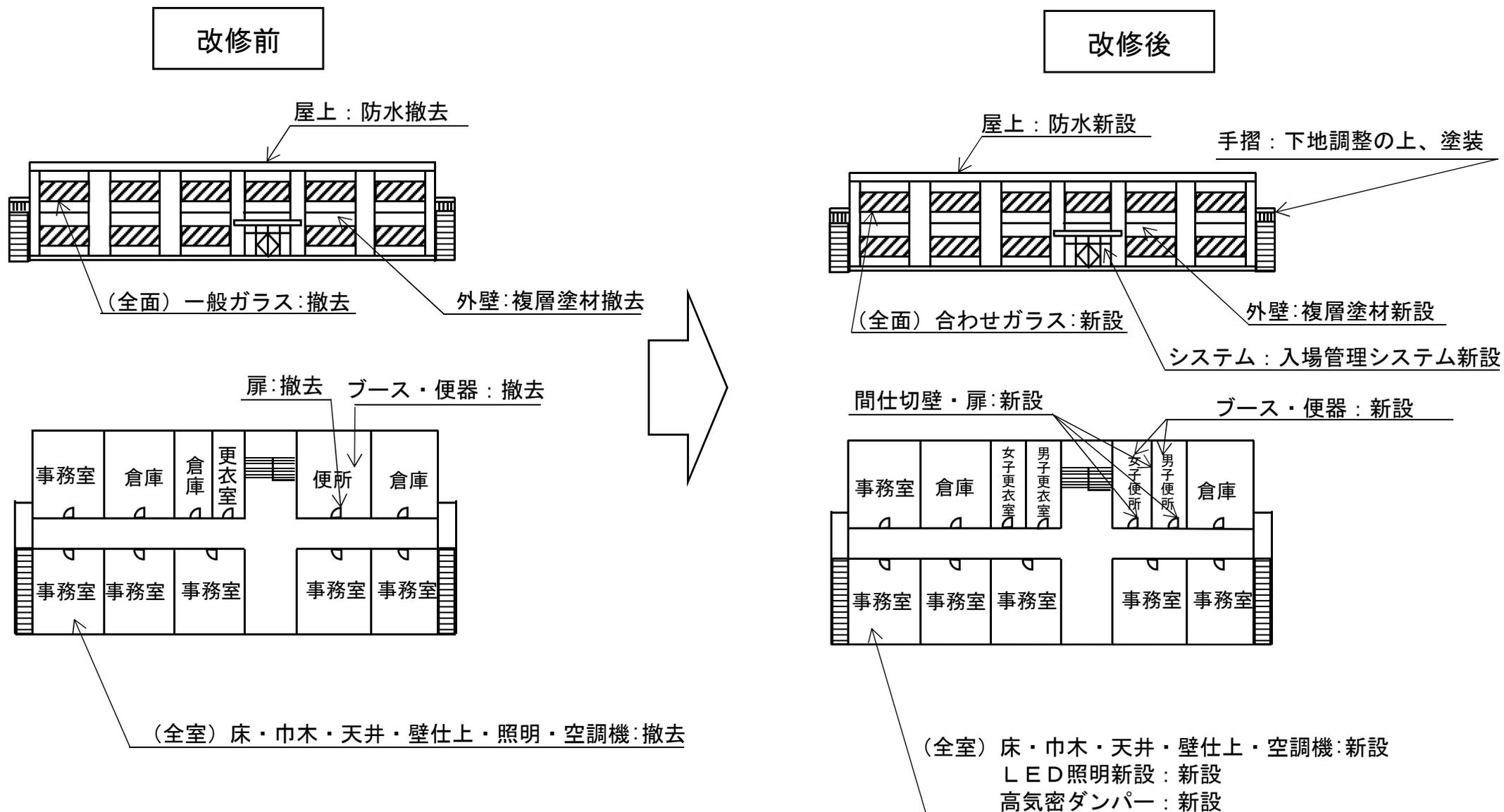
2. 改修工事について

○ 用途別の改修施設

用途	規模 a	規模 b	規模 c	規模 d	規模 e	計
延べ床面積	5,000㎡以上	3,000㎡以上 5,000㎡未満	1,000㎡以上 3,000㎡未満	200㎡以上 1,000㎡未満	200㎡未満	
庁舎	22	31	57	31	0	141棟
隊舎	131	132	165	50	7	485棟
格納庫	6	6	9	25	0	46棟
整備場	3	8	36	55	10	112棟
倉庫	4	6	11	38	92	151棟
その他① (事務所)	15	70	228	362	322	997棟
その他② (他RC造)	9	22	116	244	2,288	2,679棟
その他③ (他S造)	1	4	8	20	456	489棟
その他④ (他W造)	0	0	0	0	2	2棟
計	191棟	279棟	630棟	825棟	3,177棟	5,102棟

2. 改修工事について

改修イメージ（庁舎）



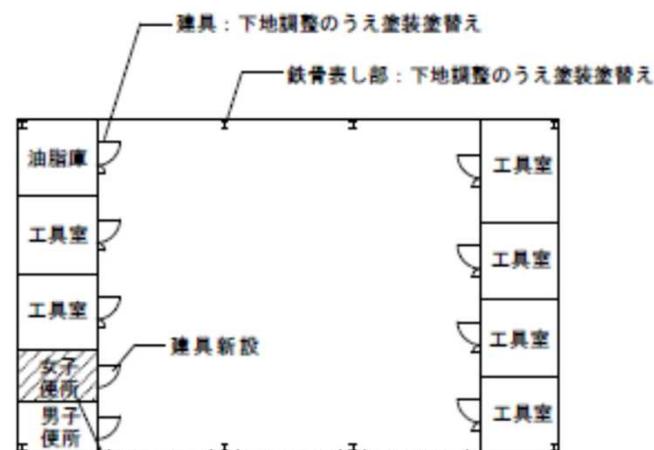
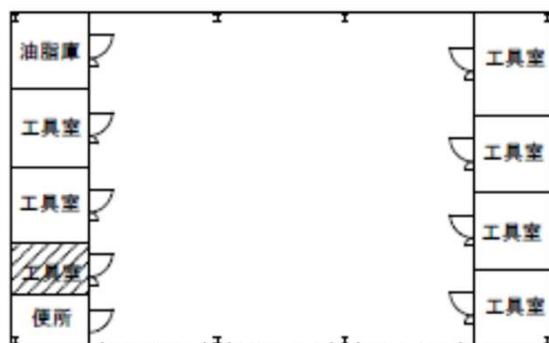
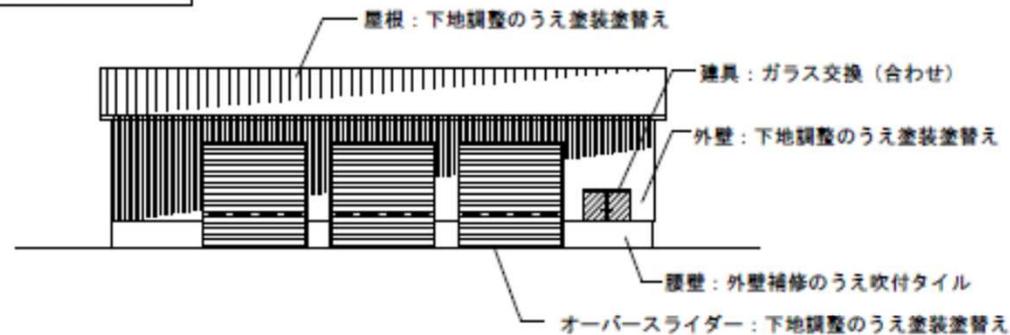
2. 改修工事について

改修イメージ（S造）

車両整備場（現況）



車両整備場（改修）



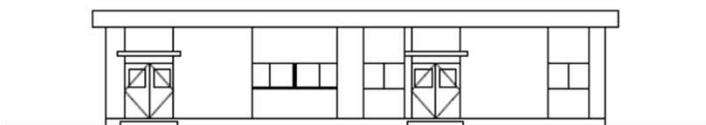
工具室を女子便所へ改修
 天井：天井ボード新設
 壁：既存壁面補修のうえ吹付タイル新設
 床：土間コンクリート撤去の上床新設
 その他：ピット新設

※設備改修工事
 (施設)
 入場管理システム新設 ※該当施設のみ
 (全室)
 空調機新設、LED照明新設
 換気システム遮断装置の追加

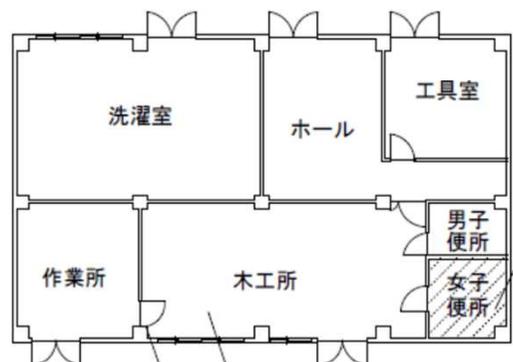
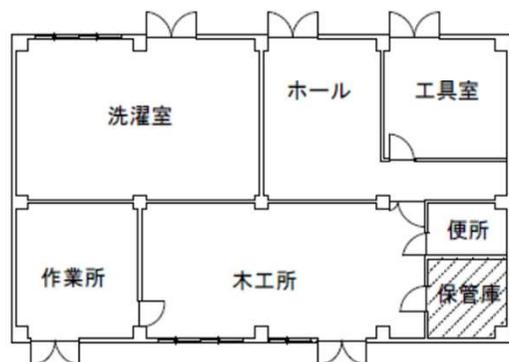
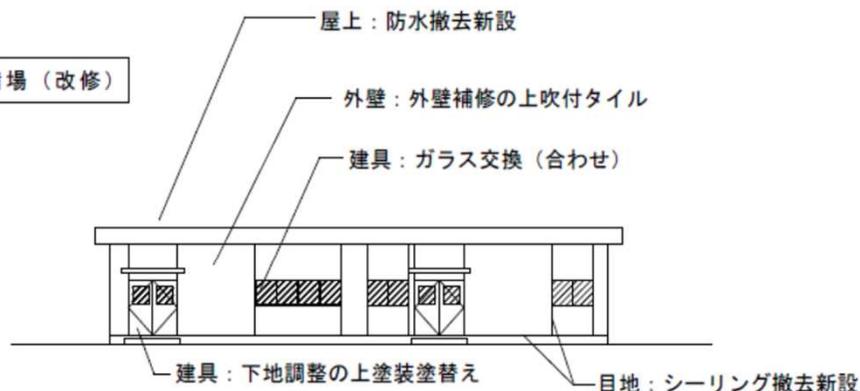
2. 改修工事について

改修イメージ（RC造非事務所）

需品整備場（現況）



需品整備場（改修）



保管庫を女子便所へ改修
改修内容)天井：天井ボード新設

壁：既存壁面補修のうえ吹付タイル新設

床：土間コンクリート撤去の上床新設

その他：ピット新設

(全室)
天井：既存天井ボード撤去新設
壁：壁ボード撤去新設
床：床仕上げ撤去新設

建具：下地調整のうえ塗装塗替え

※設備改修工事
(施設)
入場管理システム新設 ※該当施設のみ
(全室)
空調機新設、LED照明新設
換気システム遮断装置の追加

1. 今後の工事の進め方について
 - (1) コストに配慮したE C I方式の手続きについて
 - (2) 設計付工事の手続きについて
2. 改修工事について
3. **官民協力による新たな品質確保体制について**
4. 最適化事業に係る地元企業の活用等について
 - (1) 共同企業体（J V）の構成員数制限の緩和について
 - (2) 地元企業の活用について
 - (3) 技術者の要件緩和について

3. 官民協力による新たな品質確保体制について

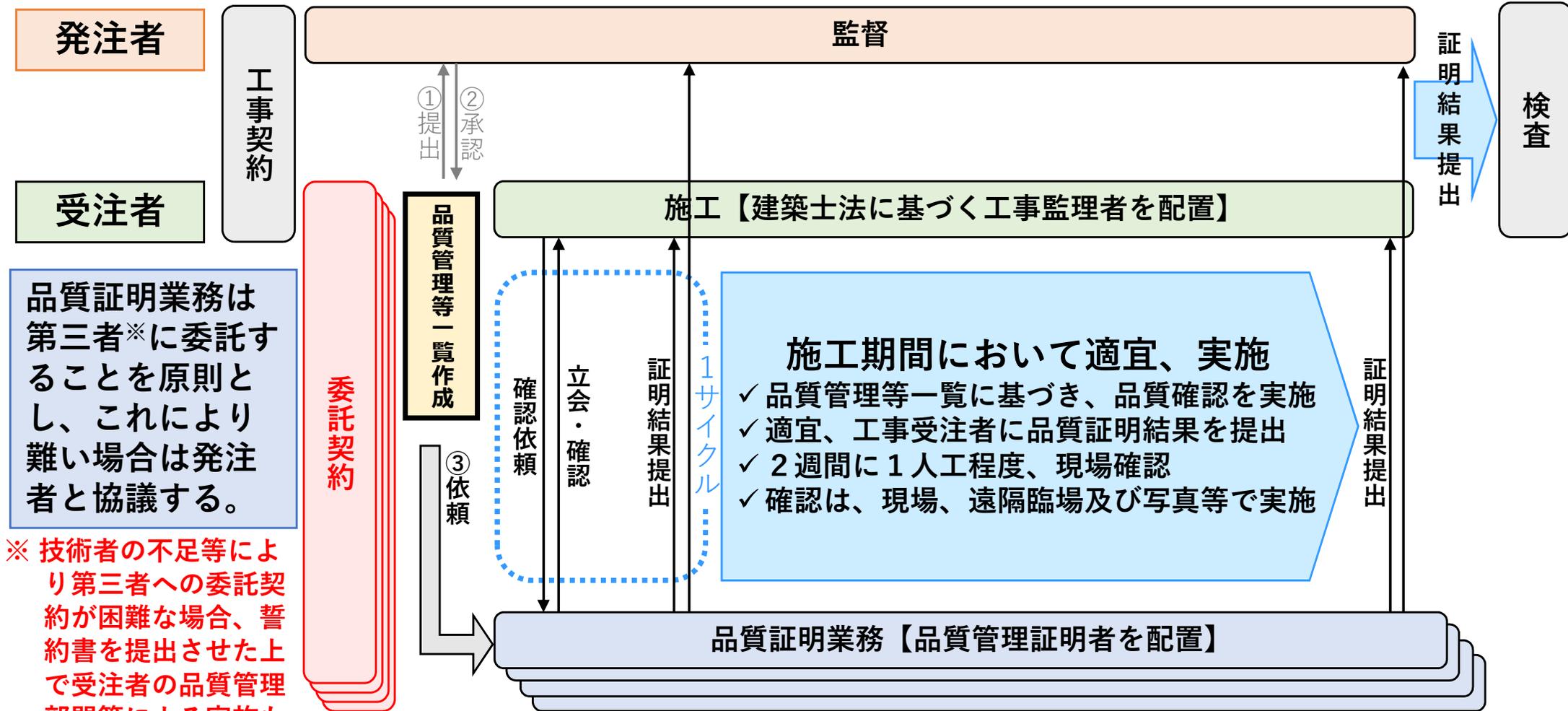
(1) 品質証明業務について

○品質証明業務と会計法上との関係

- ① 検査は国の職員で行うことから、品質管理証明者は会計法上の責は負わない。
- ② あくまでも、検査確認のための証明結果を作成し提出。

➤ 品質管理証明に係る書類及び報告に虚偽の記載があった場合や工事的物が契約不適合であった場合は、受注者に対して厳しく対応する旨を契約書に規定

○品質証明業務の実施フローについて



品質証明業務は第三者※に委託することを原則とし、これにより難しい場合は発注者と協議する。

※ 技術者の不足等により第三者への委託契約が困難な場合、誓約書を提出させた上で受注者の品質管理部門等による実施も可とする

3. 官民協力による新たな品質確保体制について

○品質証明業務の業務内容について

品質管理証明者の業務

① 設計図書に基づき、施工状況確認、工事に使用する材料試験や品質確認等により良質な工事目的物を確保

○立会い

- ・材料の検査に伴う試験の立会
- ・試験杭の立会 など

⋮

○工事の施工状況の検査

- ・鉄筋工事における配筋検査
- ・出来形の検査結果の確認 など

⋮

○工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）

- ・使用材料・製品の品質・性能の証明、規格品の証明書の確認
- ・材料・製品・機材の検査に伴う試験成績書の確認 など

⋮

○現場書類の確認（施工計画書、施工図、製作図など）

② 中間・完成検査等において品質の確認

○品質・出来形検査



「品質証明業務運用ガイドライン（仮称）」制定予定

3. 官民協力による新たな品質確保体制について

○ 品質管理証明者の資格等要件（案）

品質管理証明者は、次の①～④のいずれかの者とする。

（職種別（建築、土木、電気・通信、機械）に配置）

- ① 工事の監理技術者の経験を有する者
- ② 業務の管理技術者又は照査技術者の経験を有する者
- ③ 担当職種に応じて以下のいずれかの資格等を有する者

○建築

- ・一級建築士
- ・1級建築施工管理技士
- ・大学卒業後5年以上の実務経験相当（※1）の能力を有する者
- ・公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）又はそれに準ずる仕様書を適用した工事の工事監理を実施した経験を有する者

○土木

- ・技術士（総合技術監理部門：建設部門関連科目又は（建設部門）、技術士補（建設部門）
- ・1級土木施工管理技士又は2級土木施工管理技士
- ・土木学会（特別上級、上級、1級又は2級）技術者
- ・公共工事品質確保技術者（Ⅰ）又は（Ⅱ）
- ・R C C M又はR C C Mと同等の能力を有する者（技術士部門と同様の建設部門に限る。）
- ・土木工事共通仕様書（防衛省整備計画局制定）を適用した工事の工事監理を実施した経験を有する者

○設備

- ・建築設備士
- ・1級管工事施工管理技士
- ・1級電気工事施工管理技士又は1級電気通信工事施工管理技士
- ・大学卒業後5年以上の実務経験相当（※1）の能力を有する者
- ・公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編・機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）又はそれに準ずる仕様書を適用した工事の工事監理を実施した経験を有する者

※1 担当技術者の実務経験相当とは、大学卒業後5年以上、短大・高専卒業後8年以上、高校卒業後11年以上の実務経験を有するものとする。

- ④ 公共工事の発注者として技術的実務経験（※2）が10年以上の者

※2 技術的実務経験とは、工事監督の実務経験をいう。

1. 今後の工事の進め方について
 - (1) コストに配慮したE C I方式の手続きについて
 - (2) 設計付工事の手続きについて
2. 改修工事について
3. 官民協力による新たな品質確保体制について
4. **最適化事業に係る地元企業の活用等について**
 - (1) 共同企業体（J V）の構成員数制限の緩和について**
 - (2) 地元企業の活用について
 - (3) 技術者の要件緩和について

4. 最適化事業に係る地元企業の活用等について

(1) 共同企業体（JV）の構成員数制限の緩和について

共同企業体(JV)の構成員数は、これまで2ないし3社であったところ、地元企業を含む数多くの企業が参加できる共同企業体を組成できるよう、構成員数の制限の緩和を検討中

①共同企業体に関する制度改正等の取り組み

乙型共同企業体の制度追加

➤ 甲型共同企業体

全構成員が各々あらかじめ定めた出資の割合に応じて、資金、人員、機械等を拠出して**一体となって工事を施工する方式**

追加内容

➤ 乙型共同企業体

各構成員間で共同企業体の請け負った工事をあらかじめ**工区に分割して、各構成員はそれぞれの分担した工事について責任を持って施工する方式**

➤ 構成員の数

構成員の数は**2社又は3社**とする

異工種共同企業体の制度新設

➤ 概要

異工種建設共同企業体は、複数の工事種別にまたがる有益な技術提案を受け付けるため、**互いに異なる工事種別の競争参加資格を有する企業によって結成される共同企業体**

➤ 対象工事

次のア、イの条件をすべて満たす工事。

ア 防衛施設における工事の特性、社会的要請等を踏まえ、複数の工事種別を融合した技術提案を求める工事

イ 発注工事を構成する複数の工事種別について、異工種建設共同企業体の構成員が各々分担することによって施工が可能となる工事

➤ 構成員の数

構成員の数は、**原則として2社又は3社**とし、工事ごとに契約担当官等が定める

※乙型共同企業体、異工種共同企業体については、甲型共同企業体における出資比率要件（全ての構成員の出資比率は、均等割の10分の6以上とする）の適用を受けず、分担工事分の所要費用を負担する。

(1) 共同企業体(JV)の構成員数制限の緩和について

②共同企業体の構成員数の考え方(案)

共同企業体に関する制度を踏まえつつ、地元企業を含む数多くの企業（最大10社）が参加できる共同企業体の組成を検討中

共同企業体の構成イメージ

・参加企業の資格(例):

共同企業体の代表者は、防衛省競争参加資格の「建築一式工事1600点※以上」であること。

共同企業体の代表者以外の構成員①は、「建築一式工事1200点※以上」、「土木一式工事1200点※以上」、「電気工事1100点※以上」、「管工事1100点※以上」又は「電気通信工事1100点※以上」のいずれかであること。（2社※程度を想定）

また、構成員②は、地元企業(工事場所と同じ県内に本店の登記がある企業)であって、「建築一式工事830点※以上」、「土木一式工事830点※以上」、「電気工事780点※以上」、「管工事780点※以上」又は「電気通信工事780点※以上」のいずれかであること。

(工事の規模に応じ最大7社※程度を想定)

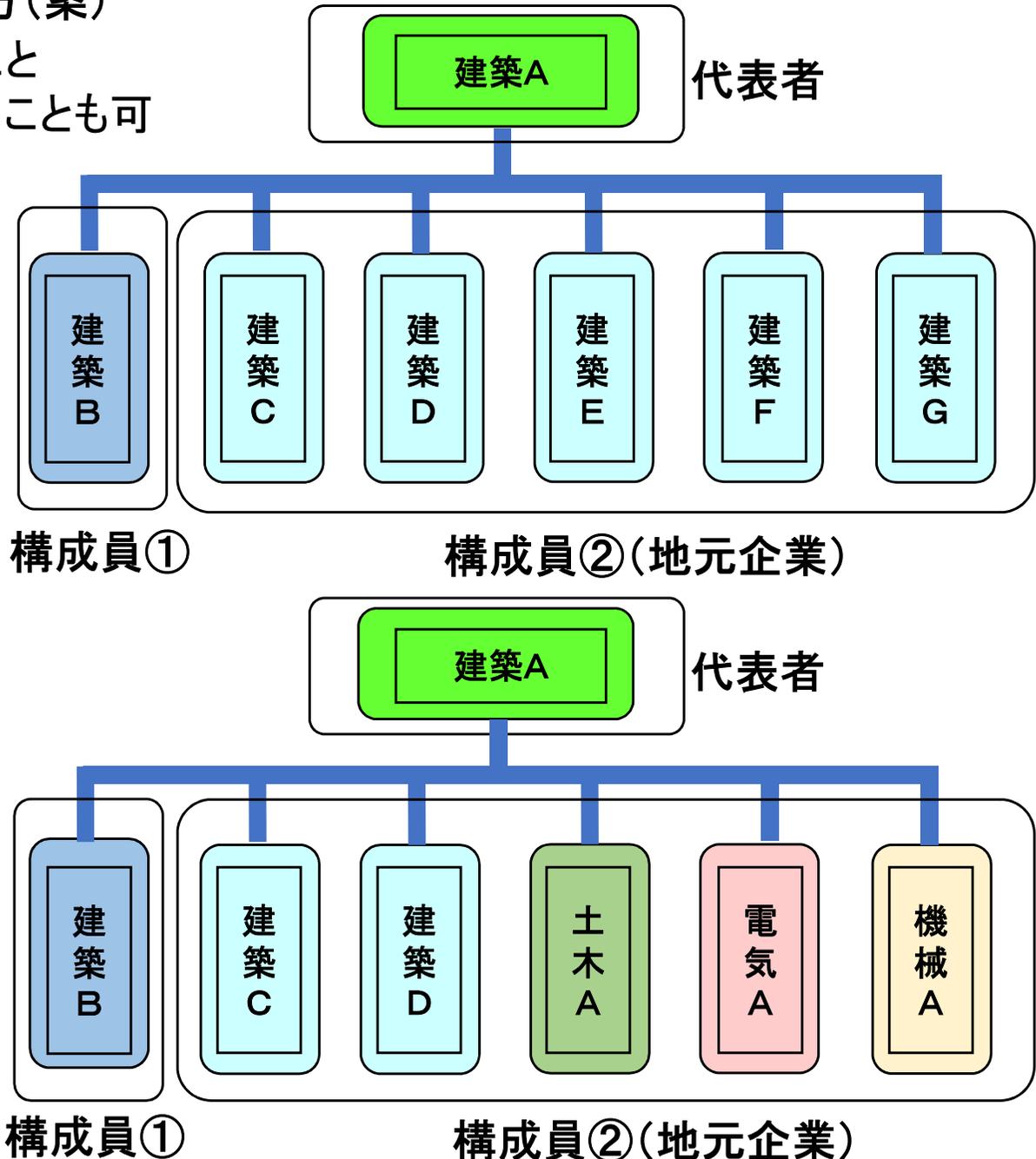
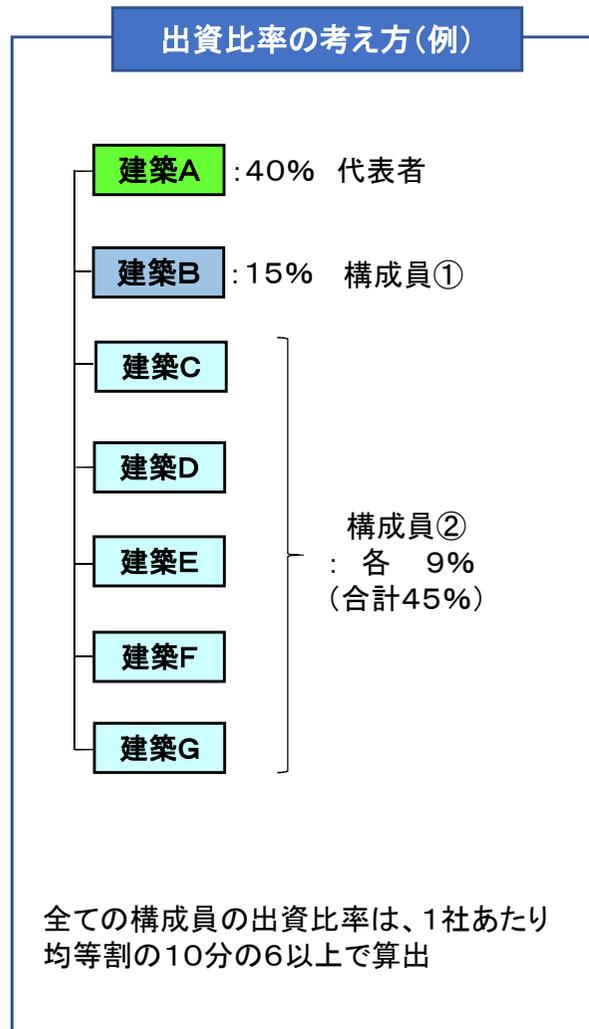
※ 工事の規模等を踏まえ、工事毎に設定

地元企業(構成員②)を共同企業体の構成員に含むことを入札参加条件とすること、地元企業の構成員数に応じた加点についても検討中

(1) 共同企業体(JV)の構成員数制限の緩和について

② 共同企業体の構成員数の考え方(案)

- ・基本は甲型共同企業体であること
- ・構成員①、②には異工種が入ることも可



1. 今後の工事の進め方について
 - (1) コストに配慮したE C I方式の手続きについて
 - (2) 設計付工事の手続きについて
2. 改修工事について
3. 官民協力による新たな品質確保体制について
4. **最適化事業に係る地元企業の活用等について**
 - (1) 共同企業体（J V）の構成員数制限の緩和について
 - (2) **地元企業の活用について**
 - (3) 技術者の要件緩和について

4. 最適化事業に係る地元企業の活用等について

(2) 地元企業の活用について

参加条件に地元企業を共同企業体の構成員に含むこと、県内下請業者への一定程度の下請け発注率を課すことや、評価基準に地元企業に対する下請け発注率に応じた加点などについて検討中

① ECI方式及び設計付工事発注方式における評価基準(案)

評価項目		評価基準	配点	
技術提案	技術協力(設計)業務に関する提案	理解度	10点	
		実施手順及び実施体制	10点	
	主たる事業課題に関する提案	テーマ1	的確性	30点
			実現性	15点
		テーマ2	的確性	30点
			実現性	15点
	不測の事態の想定、対応力に関する提案	的確性	20点	
実現性		10点		
小計			140点	
その他	地域貢献度	共同企業体の構成員に地元企業が7者含まれている場合	6点	
		共同企業体の構成員に地元企業が6者含まれている場合	5点	
		共同企業体の構成員に地元企業が5者含まれている場合	4点	
		共同企業体の構成員に地元企業が4者含まれている場合	3点	
		共同企業体の構成員に地元企業が3者含まれている場合	2点	
		共同企業体の構成員に地元企業が2者含まれている場合	1点	
		共同企業体の構成員に地元企業が1者含まれている場合	0点	
		共同企業体の構成員に地元企業が含まれない場合	失格	
	※地元企業とは、工事場所と同じ県内に本店の登記がある企業をいう。 ※都道府県による設定では評価基準として適性を欠く場合、必要に応じて市町村等の記載を可能とする。			
	地元企業の採用	県内下請業者への発注予定金額が請負金額の40%以上。	4点	
		県内下請業者への発注予定金額が請負金額の35%以上40%未満。	3点	
		県内下請業者への発注予定金額が請負金額の30%以上35%未満。	2点	
		県内下請業者への発注予定金額が請負金額の25%以上30%未満。	1点	
		県内下請業者への発注予定金額が請負金額の20%超25%未満。	0点	
県内下請業者への発注予定金額が請負金額の20%以下。		失格		
※地元企業とは、工事場所と同じ県内に本店の登記がある企業をいう。 ※工事場所と同じ県内に本店の登記がある企業に限り、自社施工分も県内下請け業者への発注予定額に計上してもよい。 ※都道府県による設定では評価基準として適性を欠く場合、必要に応じて市町村等の記載を可能とする。				
合計			150点	

(2) 地元企業の活用について

② 地元企業への下請け発注を円滑化する取り組み(案)

いわゆる相指名業者(同一入札に参加した他の企業)が下請として参加できることを発信

相指名業者の下請参加については、法令上問題がないものの、入札の公正性を阻害する恐れがあるとの認識の下、一部の発注者、企業において慣例的に自重されてきたところ。

しかしながら、最適化事業においては、

- ① 当初契約の内容は、ECI方式においては技術協力業務、設計付工事においては設計業務であり、これらの業務完了後に価格交渉を経て随意契約される工事は、当初契約と性質・内容ともに異なること、
- ② 大規模かつ長期間にわたり、複数のフェーズで構成される事業を円滑に進めるためには、相指名業者を含む多数の地元企業の下請参加が必要なこと

などから、**相指名業者の下請参加に問題はない**と考えており、入札心得書第6条第2項及び第3項(公正な入札の確保)に留意した上で、**相指名業者を含む地元企業の下請参加を容認**する考え。

1. 今後の工事の進め方について
 - (1) コストに配慮したE C I方式の手続きについて
 - (2) 設計付工事の手続きについて
2. 改修工事について
3. 官民協力による新たな品質確保体制について
4. **最適化事業に係る地元企業の活用等について**
 - (1) 共同企業体（J V）の構成員数制限の緩和について
 - (2) 地元企業の活用について
 - (3) **技術者の要件緩和について**

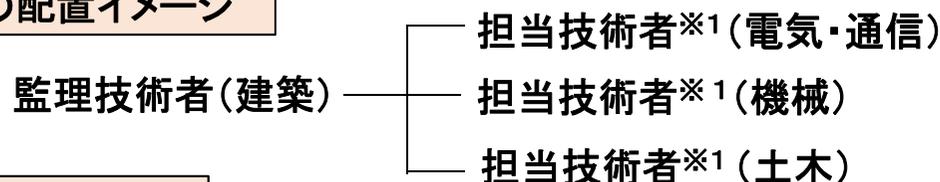
4. 最適化事業に係る地元企業の活用等について

(3) 技術者の要件緩和について

配置予定技術者に求める施工経験については、受注企業として技術者を適切に支援することを前提に、その要件を大きく緩和

① ECI方式及び設計付工事発注方式における監理技術者等について

技術者の配置イメージ

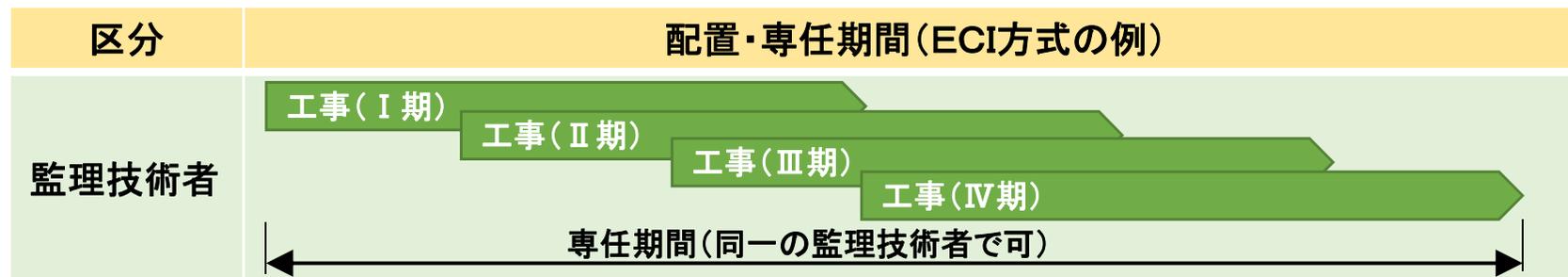


※1: 監理技術者又は主任技術者

監理技術者(建築)

- ・資格: 一級建築施工管理技士又は一級建築士
- ・経験: 同種工事の施工経験(民間の経験も可)※2
- ・専任期間: 工事工期(個別に専任期間を明示している場合を除く)
- ・配置:

※2: 企業の施工実績に比して大きく緩和



- ・変更要件: 残余の工事の内容・規模を勘案し、発注者と調整のうえ、適切な監理技術者の資格、経験等を満たす者であれば可

担当技術者

- ・資格: (電気・通信)一級電気工事施工管理技士又は同等以上
(機械)一級管工事施工管理技士又は同等以上
(土木)一級土木施工管理技士又は同等以上
- ・専任期間、配置、変更要件は監理技術者と同じ

配置予定担当技術者の同種工事の施工経験は求めず

(3) 技術者の要件緩和について

② 受注企業の支援を前提とした配置予定技術者の要件緩和について

一般競争参加資格確認申請書

令和 年 月 日

(契約担当官等の官職氏名)殿

住 所
商号又は名称
役 職
代表者氏名

令和 年 月 日付けで入札公告のありました下記に係る競争参加資格について確認されたく、入札説明書に掲げられた資料等を添えて申請します。

なお、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条の規定に該当する者でないこと、添付書類の内容について事実と相違ないこと及び**企業として技術者を支援し工事の品質を確保することを誓約**します。

記

工事件名:○○(○)○○○建設工事

以上

- a. 一般競争参加資格確認申請書において、競争参加者は技術者を支援し、品質を確保する旨を誓約
- b. この誓約を前提に、配置予定技術者の施工経験については、企業に求める施工実績に比して大きく緩和
- c. 工事受注者は、企業としての技術者支援策を施工計画書等に盛り込む
例)
 - 受注企業本社の品質管理及び安全管理チームが毎月〇回、現場巡回し、現場指導する体制を構築
 - 受注企業の技術者OBを現場に常駐させ、指導管理体制を拡充

意見交換
(質疑応答)

○ 今後の意見交換会に関するお問合せ先について

(議題 1、4) ■ 防衛省整備計画局施設整備官付統括事業監理室長 御園

電話番号：03-3268-3111(内線36450)

E-mail：misonotad@ext.mod.go.jp

(議題 2) ■ 防衛省整備計画局施設計画課総括企画専門官 木山

電話番号：03-3268-3111(内線20880)

E-mail：kiyamajun@ext.mod.go.jp

(議題 3) ■ 防衛省整備計画局施設技術管理官付調整官 郷原

電話番号：03-3268-3111(内線35968)

E-mail：gouharatos@ext.mod.go.jp